平成13年(行ケ)第302号 審決取消請求事件(平成15年7月7日口頭弁論 終結)

判 ラメレン ウント 原 告 -ク クツプルングスバウ・ベタイ リグングス コマンディート ゲゼルシャフト 訴訟代理人弁護士 加 藤 義 明 洋 邦 角 \blacksquare 弁理士 久 野 琢 也 同 特許庁長官 今 井 被 康 夫 舟大内 進 指定代理人 木 野 人之成 同 克博久三文 同 田 宮 Ш 同 伊 男 藤 同

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日

と定める。

事実及び理由

第 1

特許庁が不服2000-2207号事件について平成13年3月27日にし た審決を取り消す。

当事者間に争いのない事実

特許庁における手続の経緯

原告は、昭和61年4月4日にした特許出願(パリ条約による優先権主張日 1985年 [昭和60年] 4月4日、同年5月10日、同年9月7日・ドイツ連邦共和国、特願昭61-76833号)の一部につき、平成10年1月30日、名称を「相対回動可能な少なくとも2つのはずみ質量体の間に設けられた緩衝装置を有する装置」とする新たな特許出願(特願平10-18523号)をしたが、平成1 1年11月16日、拒絶査定を受けたので、平成12年2月22日、これに対する 不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を不服2000-2207号事件として審理した上、平成 13年3月27日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄

本は、同年4月10日、原告に送達された。 2 願書に添付した明細書の特許請求の範囲の請求項1の記載(以下「本願発 明」という。)

相対回動可能な少なくとも2つのはずみ質量体の間に設けられた緩衝装置を 該緩衝装置の回動抵抗が回転数もしくは遠心力に関連して変化させられ得る ようになっており、前記緩衝装置が少なくとも周方向に有効な蓄力器と軸方向に有 効な蓄力器を有する摩擦装置とを有していることを特徴とする、相対回動可能な少 なくとも2つのはずみ質量体の間に設けられた緩衝装置を有する装置。

審決の理由

審決は,別添審決謄本写し記載のとおり,本願発明は,特開昭55-209 64号公報(甲4,以下「引用例1」という。)記載の発明(以下「引用発明1」 という。)及び特開昭59-151624号公報(甲5,以下「引用例2」という。)記載の発明(以下「引用発明2」という。)に基づいて、当業者が容易に発 明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受け うことができないとした。 第3 原告主張の審決取消事由

- 審決は、引用発明1には引用発明2の技術的思想の適用を阻害する事由があ るのにこれを看過し、相違点についての判断を誤った(取消事由)ものであるか ら、違法として取り消されるべきである。
 - 取消事由(相違点についての判断の誤り)
- (1) 審決は、本願発明と引用発明1の相違点として認定した、 「本願発明で 『緩衝装置の回動抵抗が回転数もしくは遠心力に関連して変化させられ得るよ は.

うになって』いるのに対し、引用発明1では、そのようになっていない点」(審決謄本4頁〈相違点〉、以下「本件相違点」という。)について、「引用例2には・・・『緩衝装置の回動抵抗が回転数もしくは遠心力に関連して変化させられ得るようにする』技術思想が開示されているものと解することができる。そして、引用発明1及び2は、フライホイールに設けた緩衝装置の点で同様な技術分野に属するものであること、及び、引用発明1に上記技術思想の適用を妨げる特段の事情も見当たらないことより、上記相違点に係る本願発明の構成は、引用発明1に上記引用発明2に係る上記技術思想を適用して、当業者が容易になし得た」(同頁下から第4段落~第3段落)と判断した。しかしながら、引用発明1には引用発明2の技術的思想の適用を阻害する事由があり、審決の上記判断は、この阻害事由を看過した誤りがある。

そうすると、トルク変動に際してはエンジンの回転数も相応に変動することになるので、出力軸に伝達される回転トルクの上限値をエンジンの回転数に関連して変化させると、トルク変動に際して出力軸に伝達される回転トルクの上限値がとして変化させると、トルク変動を出力軸に伝達させないようにするないら、出力軸に伝達される「なるなりに変化させるながら、出力軸に伝達される「大きであるながら、出力軸に伝達されるで変化さきるべきである。上の国動がでは、引用例1の「クラッカの思し、上の国動がでは、10回転換の関連して、一次である。との自動を出力を表するであり、また、一つである。というであるには、10回動が、10回転が、10回動が、10回動が、10回転が、1

したがって、引用発明1に引用発明2の「緩衝装置の回動抵抗が回転数もしくは遠心力に関連して変化させられ得るようにする」技術的思想を適用することを妨げる特段の事情があるから、引用発明1との本件相違点に係る本願発明の構成は、引用発明2の上記技術的思想の適用によって、当業者が容易に想到し得たものということはできない。

第4 被告の反論

- 1 審決の判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。
- 2 取消事由(相違点についての判断の誤り)について

当業者が引用発明1を具現化する場合には、「トルク変動が最も多く且つ激しく生じる低速回転領域において生じるトルクの変動の吸収を可能にする」ために、「トルク変動が最も多く且つ激しく生じる低速回転領域」が具体的にどのようなエンジンの回転数の範囲であるかについて調べ、次いで、その範囲を考慮して、どの程度までの発生トルクの伝達を許容し、それより大きい発生トルクの伝達を遮

したがって、引用発明1において、伝達許容回転トルク値をエンジンの回転数に関連して変化させるという引用発明2の技術的思想を適用することを妨げる事情は存在しない。また、引用例1(甲4)の記載によれば、引用発明1は、エンジンの高速回転領域において、クランク軸のねじり振動、急激なトルク変動あるいい、果を達成することを肯定した上で、トルク変動が最も多くかつ激しく生ずる低速回転領域において生じるトルクの変動の吸収を可能にすることを優先して、伝達許容回転トルク値を設定したものであると解される。そうとすれば、少なくとも、エンジンの高速回転領域において、クランク軸のねじり振動、急激なトルク変動あるいが可望値以上の高トルクの遮断を行った後、出力軸に伝達されるようにして著しい効果を達成するという技術的思想を排除するものではない。第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由(相違点についての判断の誤り)について
- (1) 原告は、引用発明1にとって、緩衝装置の回動抵抗が回転数、遠心力に関連して変化させられ得るようにするという技術的思想、ひいては緩衝装置の回動抵抗を回転数の増大若しくは遠心力の増大に伴って上昇するように変化可能とする技術的思想は、回避すべきものというべきであるから、引用発明1に引用発明2の「緩衝装置の回動抵抗が回転数もしくは遠心力に関連して変化させられ得るようにする」技術的思想を適用することを妨げる特段の事情があると主張するので、検討する。
- (2) 引用例1(甲4)には、「内燃機関のクランク軸の回転トルクは、クラッチ機構を構成するクラッチディスク又はフライホイールにダンパー機構を組みなった。人力軸のねじり振動の減衰或いは所望値以上の高トルクの遮断を行るの減衰で、著しい効果を達成しているが、反面、エンジンの低速回転領域で、著しい効果を達成しているが、反面、エンジンの低速回転領域で、適しいトルク変動に、効果的でないことが経験上知られている。実際面からでえる。よりで表別である。この発明は、これらの点の対策に不十分であったと云える。この発明は、トルク変動は、これらの点の対策に不十分で、一定値以上のトルク変動には、これらで、これらで、これらで、これらの間により変動を出力軸に伝達プレートとフライホイールとの対象にとき機構に組み込まれる慣性体を、ドライブラッチ機構とより、低速回転領域で生じるとよりで変動の吸収を可能にさせている」(2頁右上欄~左下欄)で生じるというである。

「駆動軸2からの回転トルクは、摩擦板24を介して、そのねじり振動をコンプレッションスプリング26で吸収しながら、被動軸3に伝達されるが、しかし、ダイヤフラムスプリング25のバネカおよびクラッチライニング24の摩擦係数等で決められる伝達許容回転トルク値以上の回転トルクがドライブプレート7と第1、第2のドライブディスク20、21間に生じると、第2図に破線部A1或いはB2で示すように、摩擦板24にすべり現象が生じ、トルク伝達がA2或いはB3に制限され

- (4) したがって、本件相違点について、「引用例2には・・・『緩衝装置の回動抵抗が回転数もしくは遠心力に関連して変化させられ得るようにする』技術思想が開示されているものと解することができる。そして、引用発明1及び2は、フライホイールに設けた緩衝装置の点で同様な技術分野に属するものであること、及び、引用発明1に上記技術思想の適用を妨げる特段の事情も見当たらないことより、上記相違点に係る本願発明の構成は、引用発明1に上記引用発明2に係る上記技術思想を適用して、当業者が容易になし得た」(審決謄本4頁〈相違点〉)とした審決の判断に誤りはなく、原告の取消事由の主張は採用することができない。2 以上のとおり、原告主張の取消事由は理由がなく、他に審決を取り消すべき

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

瑕疵は見当たらない。

裁判長裁判官 篠 原 勝 美

裁判官 岡 本 岳

裁判官 早 田 尚 貴